

新潟県赤十字会館 新社屋基本構想

2019年 6月



新赤十字会館建設にあたって

日本赤十字社新潟県支部は、1887年(明治20年)に日本赤十字社の新潟委員部として発足し、当時の新潟県庁内に事務所を構えました。

1894年(明治27年)に新潟支部となり、1904年(明治37年)に西堀3番町の支部看護婦養成所内に事務所移転をしています。明治41年の新潟大火(初代万代橋が消失した大火)で事務所を焼失し、寺や県庁内に移転を余儀なくされました。

1911年(明治44年)に営所通2番町に支部会館を移転し、その後1974年(昭和49年)に現在の関屋下川原町に鉄筋コンクリート造の会館を建設し、現在に至ります。

創立以来132年。いつの時代にも、「人道精神」に基づき、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という日本赤十字社の使命を全うするため、社会のニーズに対応した各種活動を行ってきました。その活動の拠点となる赤十字会館もまた、社会や都市環境の変化に対応した施設の建設や増改築を行い、「将来に繋ぐ」転換が図られてきました。

近年は国内での地震や洪水などの災害が多発しておりますが、日本赤十字社は、こうした災害に迅速で適切な対応を行うことが全社をあげて取り組む最重点目標の一つに位置づけられております。

日本赤十字社新潟支部の活動も、「災害からいのちを守る日本赤十字社」を当面の最重点目標とし、ハード・ソフトの総合対策を推進しているところです。社会のニーズに応えたこれらの活動をよりよく行っていくための拠点となる施設、また、市町村や寄付者の皆様、ボランティアの皆様など日本赤十字の活動を支援して下さる多くの方々が集い、手を携えて活動し、使命を果たしていく拠点となる施設をつくりたいと思っております。そのため、

「いのちをまもる」日赤活動

- ① 災害時には支部救護活動の拠点、平時には訓練・講習を行う機能
- ② 日赤の活動を多くの県民の皆様にご存知いただく機能

「みらいにつなぐ」日赤活動

- ③ ボランティアの活動の場、支援者と交流しネットワークを築く機能
- ④ 未来を担う青少年を育む機能

を備えたものにしてまいります。

現在の赤十字会館は老朽化が進んでおり、また、2020年には新血液センターを美咲町へ分離移転することが決まっていることから、今が日本赤十字社新潟県支部の会館再構築の好機であると考えております。新赤十字会館の建設にあたっては、地球環境対応の建物・設備更新を行い、省エネ化を図ることにより、現在の施設の老朽化に伴い想定される修繕維持費用の増大も解消されるものと思っております。

この度の「新赤十字会館」の建設にあたっては、新潟県支部活動にご支援・ご協力頂いている皆様の「ご意見」や「お知恵」を結集して「基本構想」を策定し「日本赤十字社の使命」を大切に「未来につなぐ」会館となるよう努めてまいります。

2019年6月

日本赤十字社新潟県支部 支部長 花角 英世

1. 基本理念

日本赤十字社新潟県支部は、新たな赤十字会館で「いのちをまもる みらいにつなぐ」というモットーのもと、市民が集い、支援者と協働しながら、4つの理念「備える」「伝える」「協働く」「育む」に基づいた活動をおこなってまいります。

■モットー

『集う』 ～ いのちをまもる みらいにつなぐ ～

■基本理念

『備える』 ～ 災害に備える ～

「災害から命を守る日本赤十字社」を確立するため、災害時には会館を拠点とした救護活動をおこない、平時には防災力向上のための研修や、大切な命と健康を守る講習会等を実施します。

- (1) 災害時には全国から救護員が集結し、日本赤十字社のおこなう災害救護活動の拠点として活動をおこないます。
- (2) 被災者を迅速に支援するため、救援物資や救護資材を常備します。
- (3) 災害救護訓練や研修会を実施し、救護員や防災ボランティアの育成をおこないます。
- (4) 市民を対象に、防災啓発や命を守る知識と技術を学ぶ講習会を実施します。

『協働く』 ～ パートナーとの協働 ～

職員と地域の奉仕団・ボランティアが協働して赤十字活動をおこなうと共に、寄付者や地区・分区等とのネットワークを結びます。

- (1) 市民が集い、ボランティアと協働して赤十字活動をおこないます。
- (2) 支援者（地区分区、ボランティア、寄付者等）とのネットワークを結びます。

『伝える』 ～ 赤十字を伝える ～

広く市民に赤十字の歴史や活動へ理解を深めていただくための情報発信をおこないます。

- (1) 常設の広報展示スペースで、一般の方へ赤十字の歴史や活動を伝えます。
- (2) 情報発信の拠点として、マスメディアやインターネット等を活用して、赤十字活動を発信します。

『育む』 ～ 未来を担う青少年を育む ～

赤十字支援者や教育機関からの協力を得ながら、自ら「気づき・考え・行動する」という青少年赤十字の行動目標と災害に対するノウハウを広く普及し、日本の未来を担い、将来の赤十字を支える青少年を育みます。

- (1) 防災教育を中心とした体験型研修プログラムを実施します。
- (2) 現場ニーズに即した防災教育プログラムや資材を製作し、教育機関に提供します。
- (3) 防災教育の指導者を育成し、県内の防災教育に指導者を派遣します。
- (4) 幼少期の「こども赤十字」から青年期の「青年赤十字奉仕団」を経て、段階的に赤十字活動に触れることで、支援者や職員として赤十字の将来を支える青少年を育みます。

2. 建設地

人口の集積する新潟市中央区エリアを中心に、災害時には被災リスクが少なく、新潟県庁を始めとする行政機関及び関係機関と連携が取りやすいこと。また、平時には市民が集い、活動へ参加していただけるよう交通アクセス等の利便性にも配慮した観点と、さらに50年後を見据えた都市計画等によるエリアの発展性の観点から、現有地を含めた適地を検討して、決定いたします。

3. 施設概要

基本構想に沿った赤十字活動をおこなうために必要となる施設規模を確保できるよう、検討を進めます。

- (1) 敷地面積 2,000㎡～3,000㎡
- (2) 延床面積 1,500㎡～2,000㎡
- (3) 建築費用 4億5千万円～6億円 ※解体工事費、土地購入費 除く

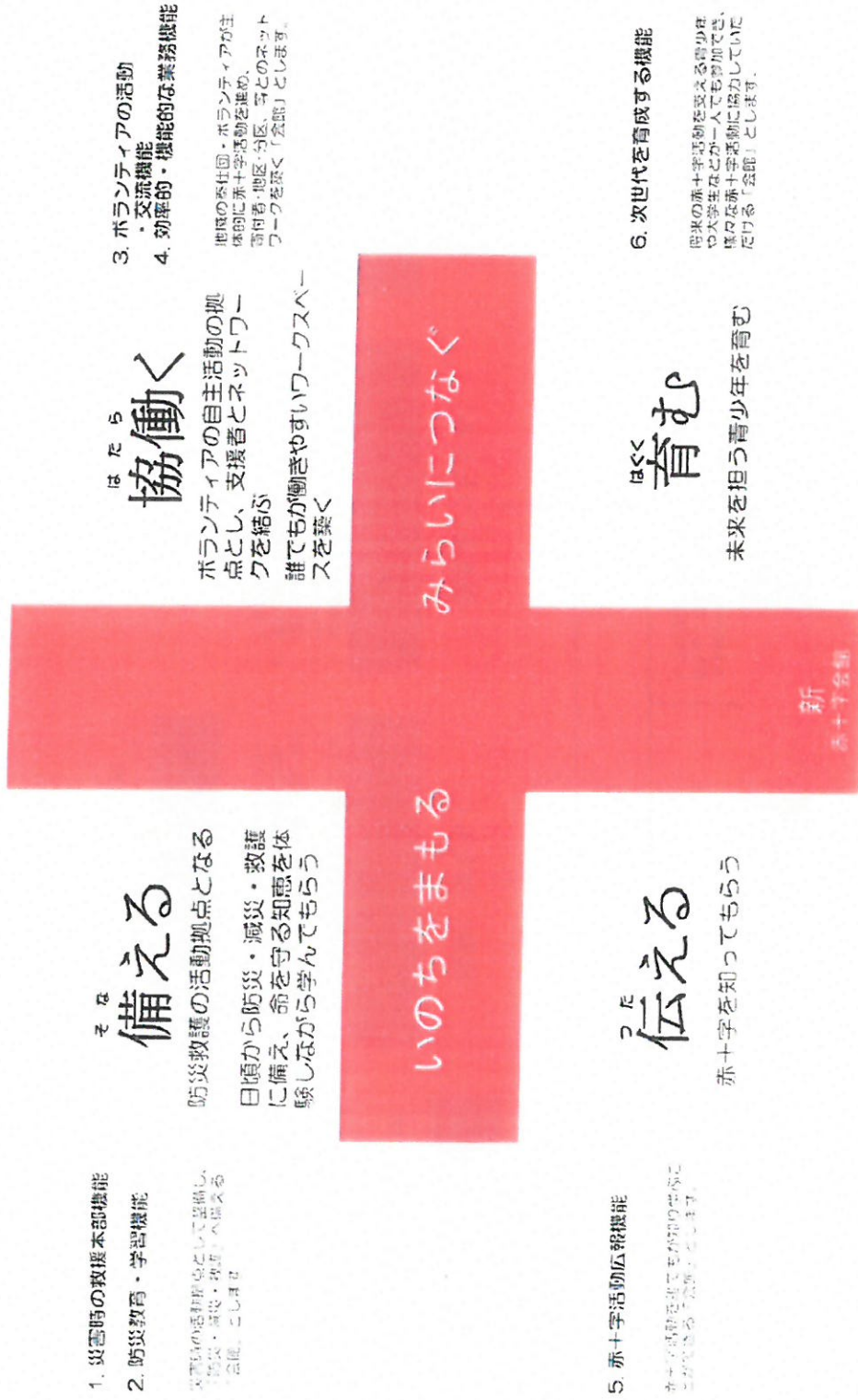
4. 財 源

建設に備えて積立をおこなってきた「新社屋建設資金」の他、新社屋建設特別寄付金を募ると共に行政等からの補助金についても要望していきます。

5. スケジュール（予定）

- (1) 令和元年度 建設地の決定と新社屋基本構想の策定
- (2) 令和2年度 新社屋基本設計と新社屋実施設計の策定
- (3) 令和3年度 新社屋建設工事の実施
- (4) 令和4年度 新社屋での活動開始

新赤十字会館建設の基本理念



災害時の活動拠点として提供し、防災・減災・救護に備える
 会館、こしほま

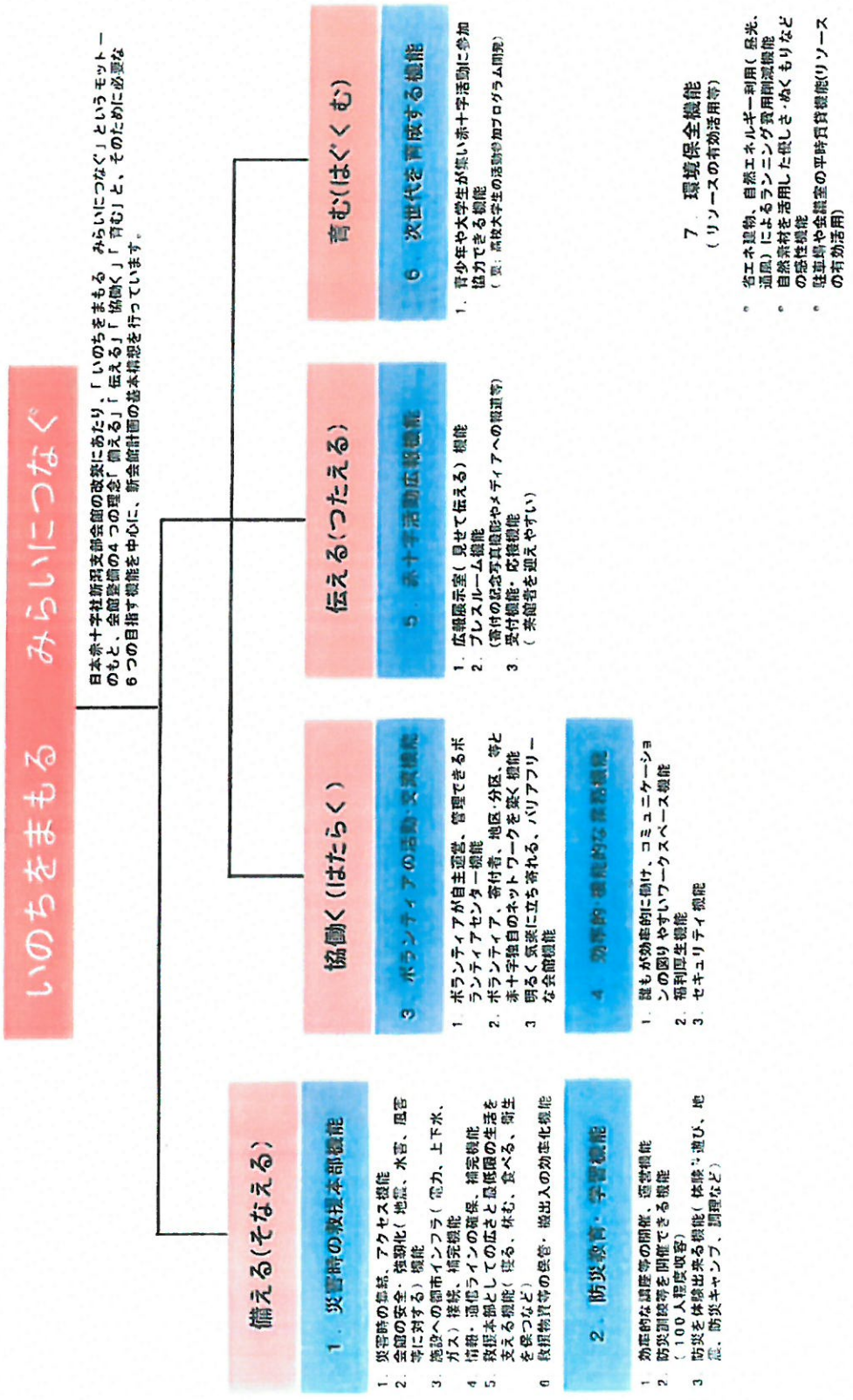
赤十字活動を広げ、地域に貢献する

従来の赤十字活動を要する青少年や大学生などが一人でも参加でき、様々な赤十字活動に協力していただける「会館」とします。

日本赤十字社救済本部会館の建設にあたり、「いのちをまもる みらいにつなぐ」というモットーのもと、会館建設の4つの理念「守る」「育む」「つなぐ」と、そのために必要となる6つの目標を掲げ、新会館建設の基本理念を行っています。

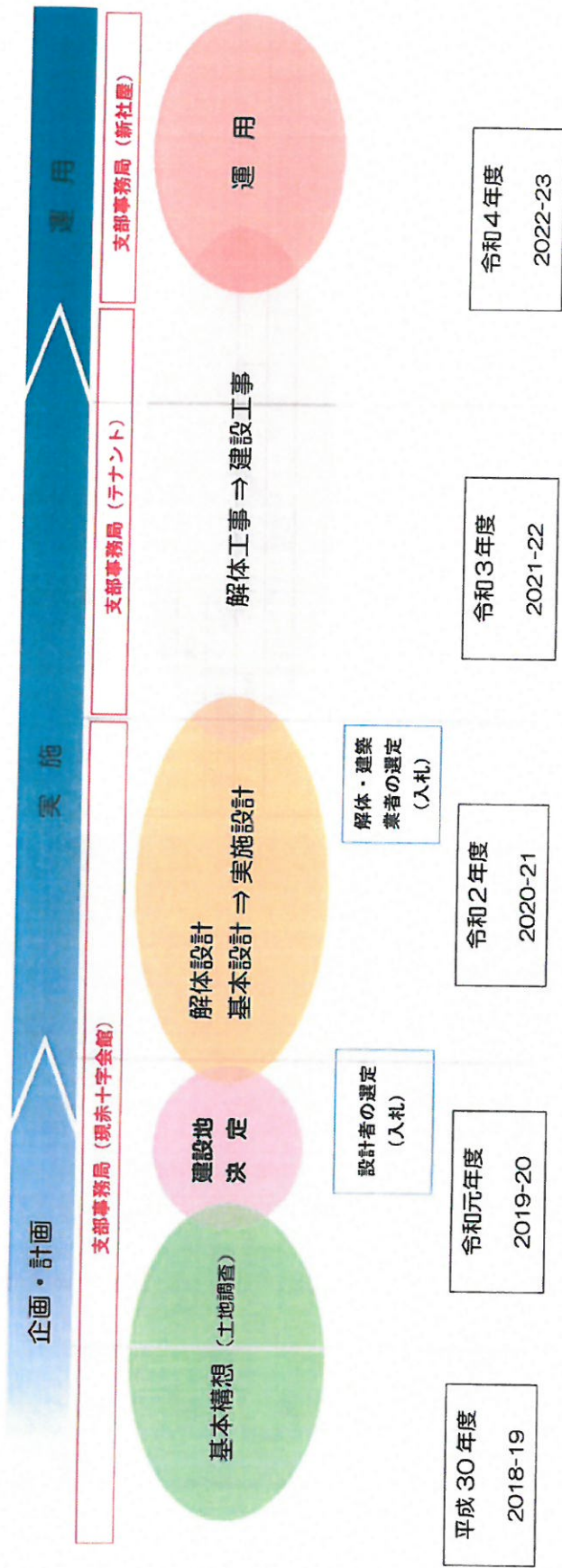


新赤十字会館建築 基本理念達成のための機能



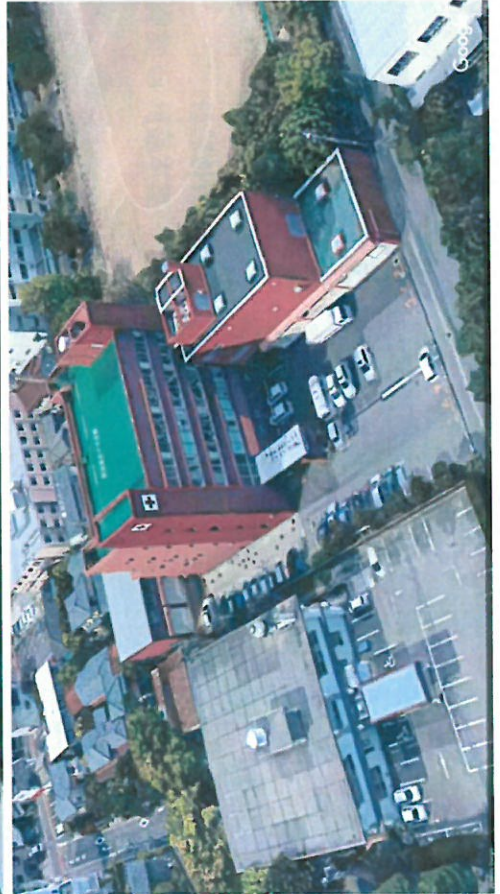
■日本赤十字社新潟支部会館 整備事業マスタースケジュール

○事業の主な流れ



2. 支部会館施設概要、新会館の規模想定

1) 現会館の施設概要



支部名称		新潟県支部	
建築構成	単独	単独	単独
区分	支部・血庫センター・備蓄倉庫・車庫	災害備蓄倉庫	災害備蓄倉庫、車庫
住所	新潟市中央区関屋下川原町1-3-12		
敷地の保有状況	所有		
敷地面積	3,372.18㎡		
用途地域	住居（建設当時）、第一種中高層住居専用地域（現在）		
工事種別	新築		
耐火建築物等	耐火建築物		
階数	地上5階/地下1階		
層高高さ	25.00m		
最高軒高さ	21.85m		
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造		
耐震安全性の目標	重要度係数	-	-
	建築非構造部材	-	-
建築設備	-		
建築面積	不明		
延床面積	4,408.55㎡		444.75㎡
名階面積	地屋	36.70㎡	-
	5階	506.08㎡	-
	4階	559.60㎡	-
	3階	849.09㎡	-
	2階	1,126.36㎡	219.25㎡
1階	1,330.72㎡	255.50㎡	
支部職員数	15人		-
設計	建築		
	電気		
	機械		
	その他		
工期	建築工事費		
	合計		
主な設備等	自家発電設備（？日分）、受水槽及び汚水坑（？日分）、IHA-4		リフト式車庫、ホイストラレーン

2) 現会館の各階構成及び面積

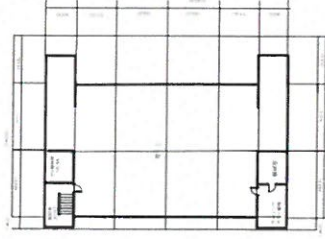
本部共用面積 : 約 501㎡
本部専用面積 : 約1,248㎡ 約35%
血液センター専用面積 : 約2,272㎡ 約65%
(階段廊下等共有部分除く)



4階 平面図



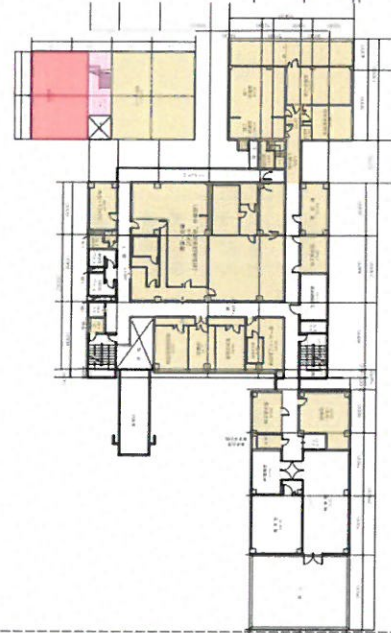
5階 平面図



屋上階 平面図



1階 平面図



2階 平面図



3階 平面図

棟/階	■日本赤十字社新潟県支部施設		本部 面積概要		各階登記面積	
	室名	占有面積 (㎡)	共有部分	備考		
本館5	大会議室	235.62				
	雑品庫	29.88				
	支部倉庫	10.62				
小計		276.12	205.6	EV/階段/廊下/水回り等	506.08	
本館4	日赤建支部奉仕回室	64.85				
	アマチュア無機室	13.3				
	推進倉庫-1	16.56				
	総務倉庫	14.48				
	支部倉庫	4.35				
	小計	113.54	0.0		559.60	
	本館3	支部局長室	44.06			
		支部事務室	132.16			
		印刷室	21.7			
		小会議室	43.49			
電算室		32.56				
応接室		32.55				
無機室		17.46				
書庫		23.49				
禮品庫		16.11				
更衣室		3.72				
用具入		2.19				
給湯室		4.76				
救援物資倉庫		174.79			CAD計測による	
作業場		36.24			CAD計測による	
禮品庫		33.25			CAD計測による	
EV		6.21			CAD計測による	
小計		624.74	217.7	EV/階段/廊下/水回り等	849.09	
本館2		0				
小計		0	0.0		1,126.36	
本館1	支部車庫	45				
	支部車庫	20.4				
	支部倉庫	18.43				
	EV	6.17				
	小計	90	54.2	エントランスホール	1,330.27	
本館合計	1,104.4	477.4		4,371.4		
倉庫棟2	支部倉庫	82.5	23.5	階段/廊下等	219.25	
倉庫棟1	車庫	72.0	0.0		225.50	
倉庫棟合計	154.5	23.5		444.75		
総計	1,258.9	500.9	1759.8	←総計		
業務部分総計	763.9	477.4	1241.4	71%		
倉庫・車庫部分総計	495.0	23.5	518.5	29%		

※記載面積は受領平面図面積による。救援物資倉庫等の一部はCAD計測による。
 ※登記簿上は6階部分に床面積は存在しない。

5. 新会館の計画概要、仕様概要

1) 新会館の想定諸室等

【基本】

- ・ 自然災害に対する強靱化に対応した新会館計画とします。
- ・ 「4. 効率的・機能的な業務機能」「7. 環境保全機能」をすべての整備空間で計画します。
- ・ 災害時には、会館の事務室と会議室等が一体的に災害対策本部の中核として機能し、会館全体が災害対応しやすくなるよう整備空間を計画します。
- ・ 災害時対応の施設空間を平常時にも多用途に活用する計画とします。
- ・ 将来の日本赤十字活動の変化に対応しやすい内部空間構成を目指します。
- ・ 館内の情報システムやセキュリティに配慮した計画をします。

■ 書庫
(事務文書管理庫/収納庫)

■ 給湯室

■ 女子更衣室/トイレ/ロッカー

■ 男子更衣室/トイレ/ロッカー

■ 局長室
(テレビ/会議テーブル)

■ フレスルーム
/廊下
(テレビ/応接テーブル)

■ 来訪者トイレ
(♂/♀/多目的
トイレ/授乳室)

小・中規模災害本部エリア

大規模災害本部エリア

※無線アンテナ
(業務用/アマチュア)
※衛生アンテナ

1. 災害時の救援本部機能

■ 事務室
〈事務室/災害対策本部〉
総務課
組織振興課
(社員管理システム)
事業推進課
(業務用無線/衛星携帯/テレビ等)
その他
・ サーバー室
・ ミーティングコーナー
・ コピー機等印刷コーナー
・ 事務用品備品コーナー

■ 会議室-小
〈職員会議室/災害対策本部〉
(壁面テレビ2台/プロジェクター/コピー機等)

5. 赤十字活動広報機能

■ 赤十字活動展示・学習スペース
(パネル/書籍/防災品)

■ エントランスホール/来訪者休憩
スペース
(ベンチ/テーブル/自販機)

来訪者出入口
(風除室/傘立)

■ 来訪者駐車場 30台(屋根なし)

■ 自転車駐輪場 20台(屋根あり/
庇下可)

■ 休憩・宿泊室
(テレビ/布団一式)

■ 男子・女子更衣室/シャワー/トイレ
〈救護員ロッカー〉

■ 洗濯室
(洗濯機/物干し台)

2. 防災教育・学習機能

■ 会議室-大・防災訓練/学習講習室
〈災害対策本部/救護員宿泊室〉
(テレビ/プロジェクタ/スクリーン/
会議資料収納)

■ 調理室・炊き出し等体験室・食堂
〈救護員炊き出し・食堂〉
(冷蔵庫/給湯器/電子レンジ)

■ ボランティアセンター 〈防災ボラン
ティアセンター〉
(テレビ/プロジェクタ/スクリーン)

6. 次世代を育成する機能

■ 職員・ボランティア出入口
(IDカードセキュリティ/風除室/傘立
/自動販売機)

3. ボランティア活動・交流機能

■ 職員駐車場 15台(屋根なし)

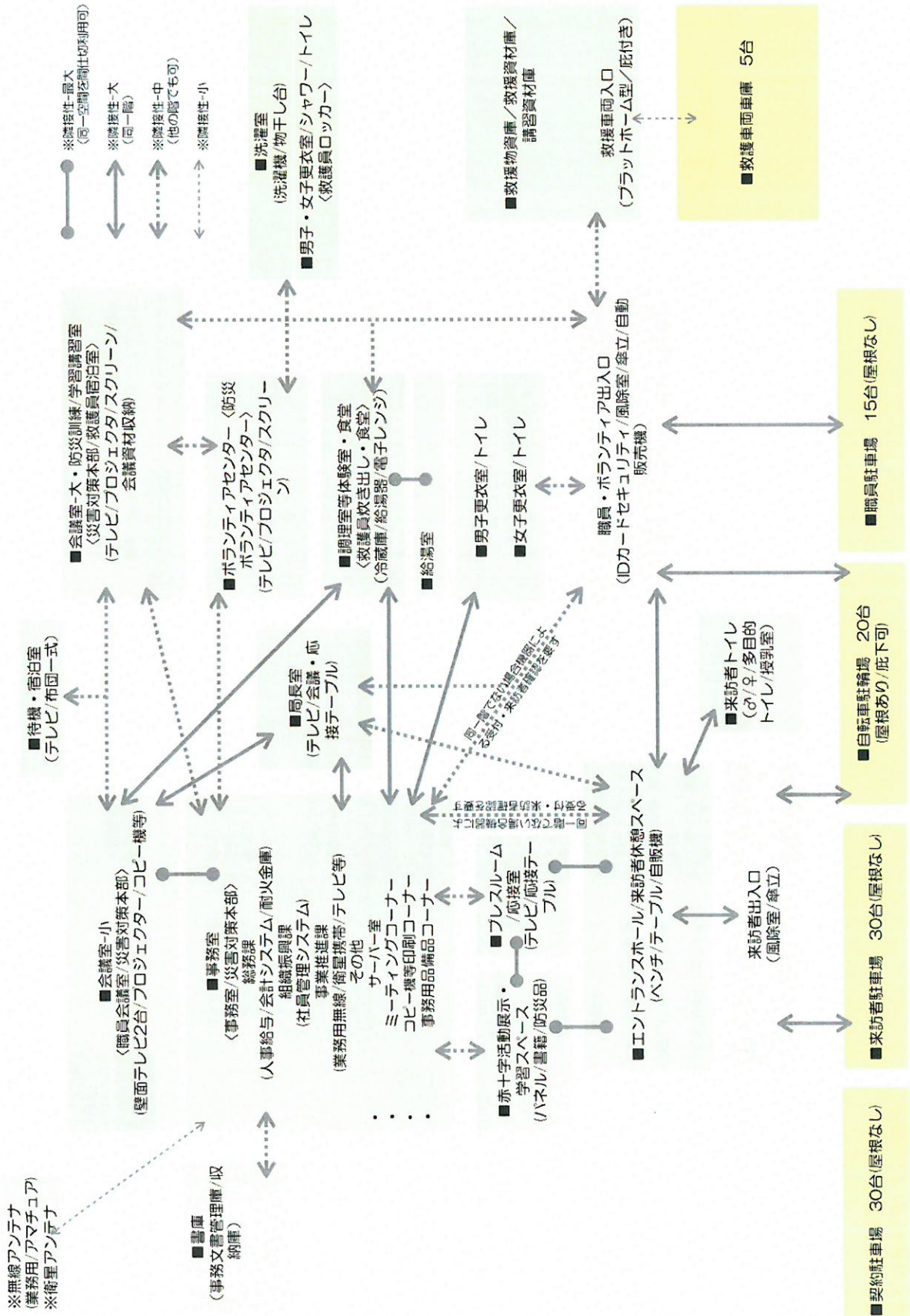
■ 契約駐車場 30台(屋根なし)

■ 救援物資庫/講習資料庫/
講習資料庫

救援車両入口
(フラットホーム型/庇付き)

■ 救護車両車庫 5台

2) 空間の関係性



3) 施設の仕様目標

建築の仕様（スペック）を規定している要素は、法令やそれらに対応する条例等が基本になっている。また、国家機関や官庁施設の場合適用させることが望ましい部分も存在する。主な法令や基準等に適用させることが必要・望ましい、主な項目を抽出する。

- ①. 建築関係法令
 - ・ 建築基準法、消防法、都市計画法等の建築関連法令から規定される仕様については適合が必須条件となる。
- ②. バリアフリー法
 - ・ バリアフリー法の規定での適用外規模（3000㎡以下）となっても、自主的に適用を行うことは「日本赤十字の精神」からも必要と思われる。同時にユニバーサルデザインの検討も必要になる。
- ③. 景観条例
 - ・ 新潟市景観条例に伴う届け出・協議は必須となる。また施設の性格上景観形成に寄与することは必須と考える。
- ④. CASBEE（環境性能評価制度）
 - ・ 新潟市の環境性能評価制度は適用外であっても、施設の特性からS・Aランクを目指した自己評価による性能の見える化が必要と考える。
- ⑤. 構造適合性判定
 - ・ 建築施設の地盤や耐震化の設計を「第三者が確認」する行為となるため、災害に対する強靱化を目指す支部会館は適用を行う必要がある。
- ⑥. 設計者選定
 - ・ 法令上必要としない資格（構造一級建築士、設備一級建築士）であっても、より専門性の高い資格を有する設計体制が望ましい。
- ⑦. 地域防災計画
 - ・ 新潟県・市地域防災計画に規定する施設仕様に適合させることが必要となる。
- ⑧. 省エネルギー
 - ・ 省エネルギーに関する規定は、永続的に使用する建物のライフサイクルコストに大きな影響を及ぼす要素となるため、可能な限り「高スペック」を適用することが望ましい。
- ⑨. 強靱化
 - ・ 建築の仕様（スペック）を規定している要素のなかで、特に「建築施設の強靱化」に対応する項目は、発災時の赤十字活動に欠かすことの出来ない要素となる。同時に「防災拠点となる建築物の機能継続」にも配慮を行う必要がある。
 - a. 地震時における構造体、非構造部材、建築設備の状態について目標水準を設定する。
 - b. 大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、リスクの少ない立地の選定
 - c. 機能継続のために必要な規模の室、設備等を確保し、対策を講じる。
 - d. 緊急対応を行う災害活動拠点室はエレベータ停止の際のアクセスや浸水可能性にも考慮した、機能継続上影響の小さい階に配置
 - e. 一時避難所など高齢者や障がい者の利用が想定される場合は、バリアフリーに配慮した計画とする。
 - f. ライフライン（電力、ガス、上下水道等）途絶時における機能継続、円滑な復旧を実現するため、エネルギー源・水源の確保、仮設備、補給への対応性の向上等の対策を講ずる。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に十分な機能確保が図られるものとする。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくしないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害発生時非構造部材の損傷、移動等が発生する場合は、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
	B類	大地震動により建築物非構造部材の損傷、移動等が発生する場合は、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることにも、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

表-1 耐震性に係る用途別施設の使用係数一覧

用途係数	施設の使用係数適用の理由	該当施設
1. 5	大震災時には、消火・復旧・救助・復旧及び情報伝達等の防災に係る業務の中心拠点として機能する施設であるため、放射線防護又は汚染物質貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設で災害時に施設及び周辺の安全性を確保するため。	市庁舎関係施設、区庁舎関係施設、消防関係施設、土木関係施設、病院関係施設、災害対策関係施設、小中学校の体育館、試験研究施設、その他これらに類するものとする。
1. 25	大震災時には、救護・復旧及び防災業務に相当するもの、重要な財産となるもの、市民生活の取組んでいる施設であるため。	都市施設管理関係施設、衛生関係施設、学校関係施設、小中学校の体育館を除く、福祉施設、文化施設、市民生活関係施設、その他これらに類するものとする。
1. 0	用途係数が、1.5及び1.25以上に該当している施設以外の施設であるため。	公営住宅関係施設、本市の住宅系施設、事務所系施設、付随的施設、その他これらに類するものとする。

⑩、施設運営管理等に関する仕様の目標水準
施設の運営管理に必要な項目を一覧とする。

平時の対象項目	概要	要	否	備考
1 入退室管理 出退室管理	セキュリティと鍵管理との関連 整理必要	○		
2 セキュリティシステム		◎		
3 鍵管理システム		○		
4 ビルエネルギー使用監視システム 大容量エネルギー機器に利用		○		
5 電話通信システム		◎		
6 情報通信（インターネット）システム		◎		
7 無線通信システム		◎		
8 インターホンシステム		◎		
9 放送システム		○		
10 受付・案内システム		○		
11 時計・チャイムシステム		○		
12 照明・冷暖換気集中管理システム		○		
その他				
創工ネ対象項目	概要	要	否	備考
1 太陽光発電・風力発電利用		○		
2 風力換気利用	風力を使用した換気	○		
3 太陽光照明利用	屋光利用	○		
4 地下水・地熱利用	地温や冷暖房の効率化に利用	○		
その他				
緊急時の対象項目	概要	要	否	備考
1 自家発電システム	必要機器運転電力/時間検討	◎		
2 飲料水備蓄システム	必要人数×日数検討	◎		
3 雑用水備蓄システム	必要量算出	◎		
4 下水補完システム	必要量算出	◎		
5 冷暖房換気補完システム	必要量算出	◎		
6 油・ガス等燃料備蓄システム	必要量算出	◎		
その他				

対象施設	耐震安全性の分類	
	構造体	建築非構 造部材
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる物、これらの室の機能を確保するために必要な壁及び通路並びに避難物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（2）から（11）において同じ。）	I 類	A 類
災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2以上の都府県又はこの区域を管轄する官庁施設	II 類	A 類
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、東京都、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にあり（2）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設	I 類	A 類
(2)及び(3)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川運送事務所等、港湾事務所等、警察建設部、空港建設部等、航空交通制御部、地方気象台、訓練所、海上保安部等及び地方防衛隊等が使用する官庁施設	I 類	A 類
病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	I 類	A 類
病院であって、(5)に掲げるもの以外の官庁施設	II 類	A 類
学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	A 類
学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	B 類
社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設	I 類	A 類
放射性物質若しくは放射性核種を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II 類	A 類
石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II 類	B 類
(1)から(11)に掲げる官庁施設以外のもの	II 類	B 類

- この表において、「警備海上保安本部」とは、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第12条及び国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第255条に規定する警備海上保安本部をいう。
- この表において、「警察大学校等」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第27条に規定する警察大学校、同法第29条第4項に規定する警察音楽学校、同法第32条に規定する警備警察音楽学校及び同法第54条に規定する警察音楽学校をいう。
- この表において、「機動隊」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第151号第3項に規定する機動隊をいう。
- この表において、「財務事務所等」とは、財務省設置法（平成11年法律第95号）第15条及び財務省組織令（平成12年政令第250号）第83条に規定する財務事務所及び財務省組織令（平成13年法律第261号）第261条に規定する出張所並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第47条及び中建設省事務官制（平成13年閣内令第4号）第94条に規定する出張所をいう。
- この表において、「河川運送事務所等」とは、国土交通省設置法（平成13年法律第100号）第32条及び地方自治法（平成13年国土交通省令第21号）第140条に規定する河川運送事務所、河川事務所、河川事務所、河川事務所及び河川事務所をいう。
- この表において、「港湾事務所等」とは、国土交通省設置法（平成13年法律第100号）第32条及び地方自治法（平成13年国土交通省令第21号）第140条に規定する港湾事務所、河川事務所、河川事務所及び河川事務所をいう。
- この表において、「航空交通制御部」とは、国土交通省設置法（平成13年法律第100号）第32条及び地方自治法（平成13年国土交通省令第21号）第140条に規定する航空交通制御部をいう。
- この表において、「地方気象台」とは、国土交通省設置法（平成13年法律第100号）第32条及び地方自治法（平成13年国土交通省令第21号）第140条に規定する地方気象台をいう。
- この表において、「訓練所」とは、国土交通省設置法（平成13年法律第100号）第32条及び地方自治法（平成13年国土交通省令第21号）第140条に規定する訓練所をいう。
- この表において、「海上保安部、海上保安部等」とは、海上保安部設置法（平成13年法律第100号）第32条及び地方自治法（平成13年国土交通省令第21号）第140条に規定する海上保安部、海上保安部等、海上保安部、海上保安部等、海上保安部、海上保安部等、海上保安部、海上保安部等、海上保安部、海上保安部等、海上保安部、海上保安部等をいう。
- この表において、「地方防衛隊」とは、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第34条及び地方自治法（平成13年法律第100号）第140条に規定する地方防衛隊をいう。

日本赤十字社 新潟県支部

施設概要

- ・ 特色：支部と救援物資倉庫の併設建物。
- ・ 概要：

所在地：新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12

敷地面積：3372.18㎡

建築面積：不明

床面積：4,405.55㎡

構造：鉄筋コンクリート構造、一部鉄骨造

階数：地上5階、塔屋1階

耐火性能：耐火構造

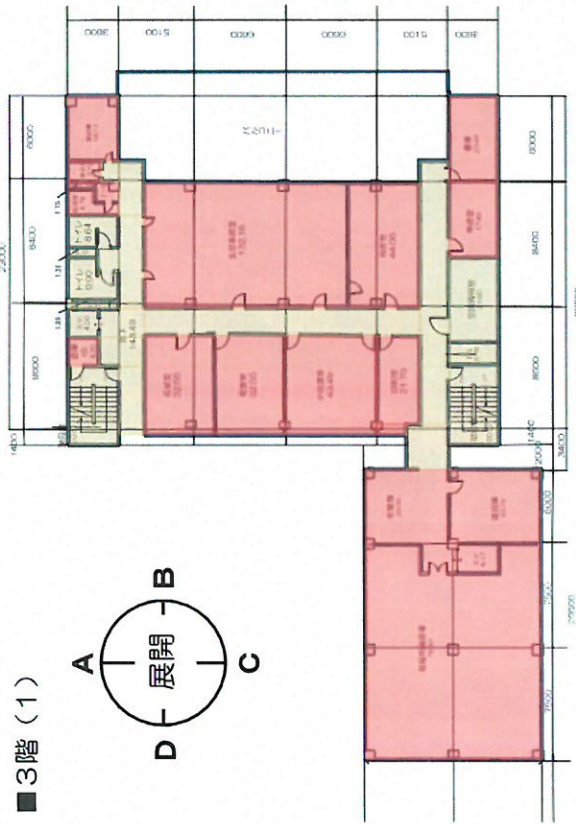
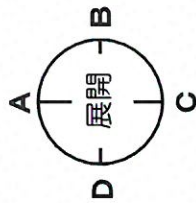
施工 昭和49年07月01日

設計：(株)岡田新一設計事務所(東京)

施工：東海興業(株)(東京)



■ 3階 (1)



印刷室



印刷室



女子更衣室



小会議室



電算室



小会議室

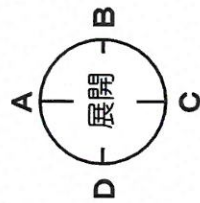


応接室



小会議室

■ 3階 (2)



災害救援物資庫 B展開



災害救援物資庫 D展開



雑品庫 C展開



作業場 A展開



無線室 C展開



支部事務室 B展開



支部事務室 B展開



支部事務室 B展開



災害救援物資庫 C展開



支部事務室 C展開



支部事務室 A展開



無線室 B展開

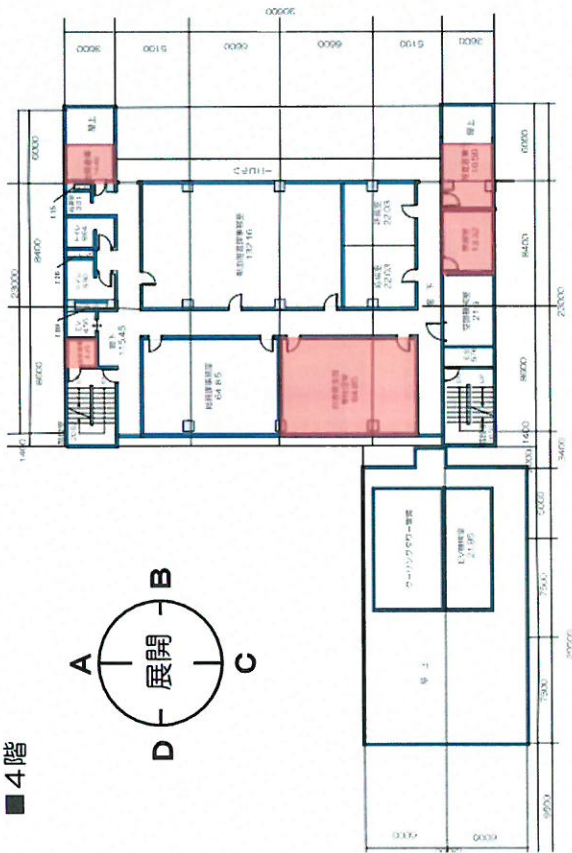
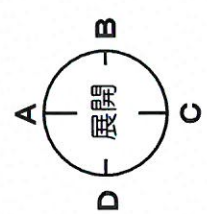


搬送エレベータ C展開

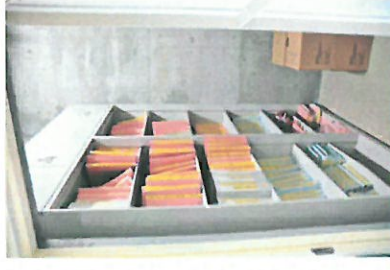


書庫 B展開

■ 4階



支部倉庫2 B展開



支部倉庫4 B展開



支部倉庫4 B展開



奉仕団室 D展開



奉仕団室 C展開



バルコニー C展開



アマチュア無線室 B展開



奉仕団室 A展開



奉仕団室 B展開



支部倉庫3 B展開



奉仕団室 C展開

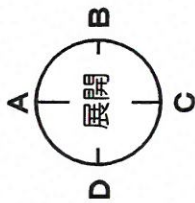


アマチュア無線室 D展開



奉仕団室 A展開

■5階



東側廊下 D展開



東側廊下 B展開



西側廊下 B展開



北側廊下 C展開



北側廊下 A展開



北側廊下 B展開



支部倉庫5 C展開



備品庫 B展開



南側屋根 C展開



支部倉庫6 B展開



北側廊下雨漏り C展開



空調機械室 B展開



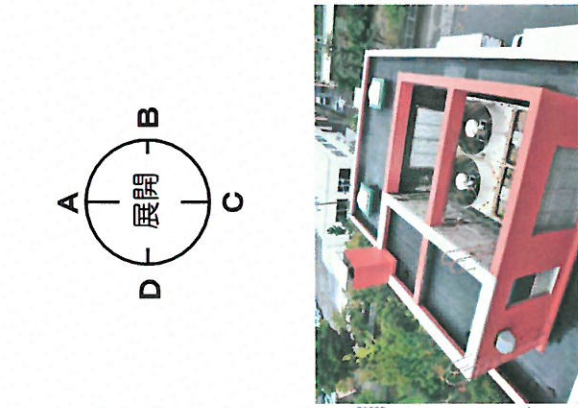
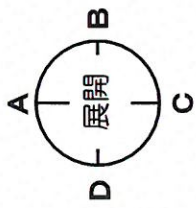
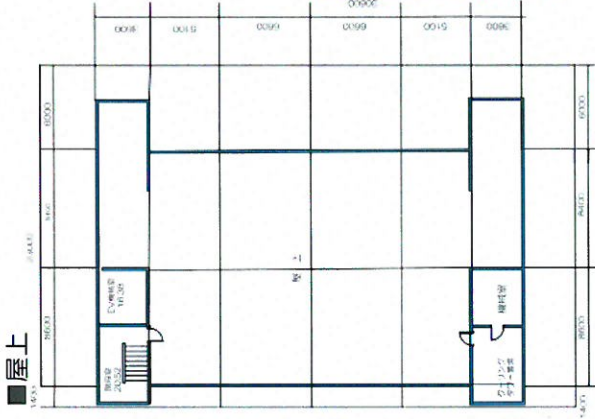
大会議室 B展開



大会議室 A展開



大会議室 C展開



屋根見下ろし D展開



西側ペントハウス D展開



無線アンテナ柱脚 B展開



別棟屋根見下ろし B展開



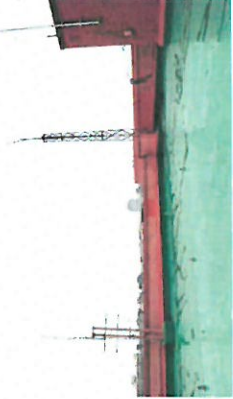
屋根見下ろし B展開



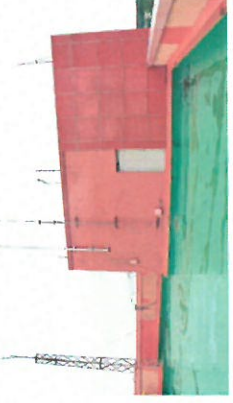
東側ペントハウス A展開



屋上 B展開



屋上 B展開



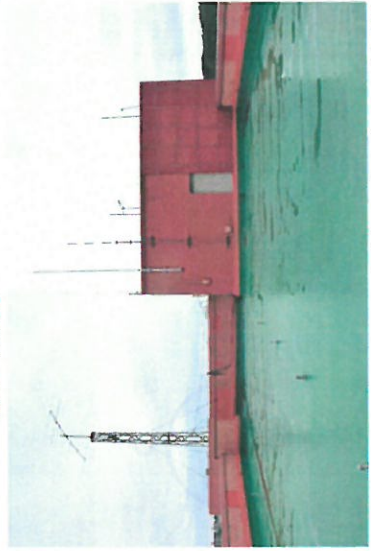
西側ペントハウス C展開



空調機械室 B展開



空調機械室 B展開



西側ペントハウス C展開

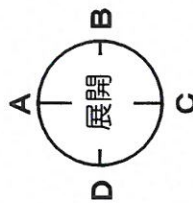
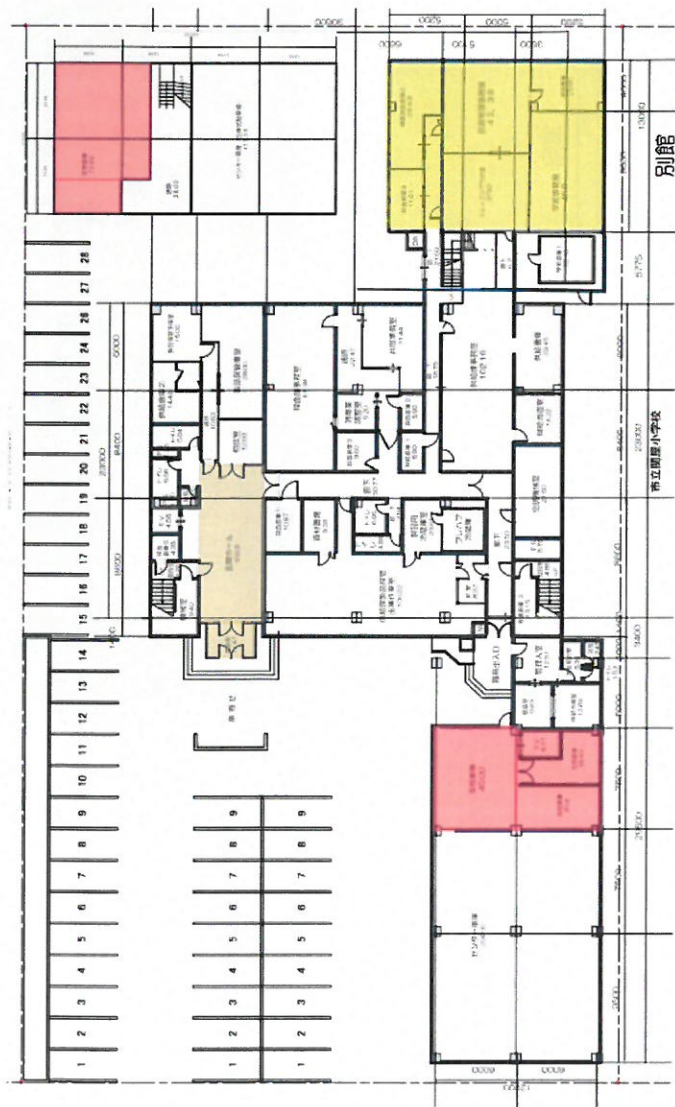


屋上 D展開



東側ペントハウス A展開

■別館1階



品質管理事務局 B 展開



品質管理事務局 C 展開



品質管理事務局 D 展開



品質管理事務局 C 展開



別館廊下 D 展開



別館階段 C 展開



品質管理事務局 C 展開

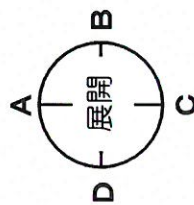
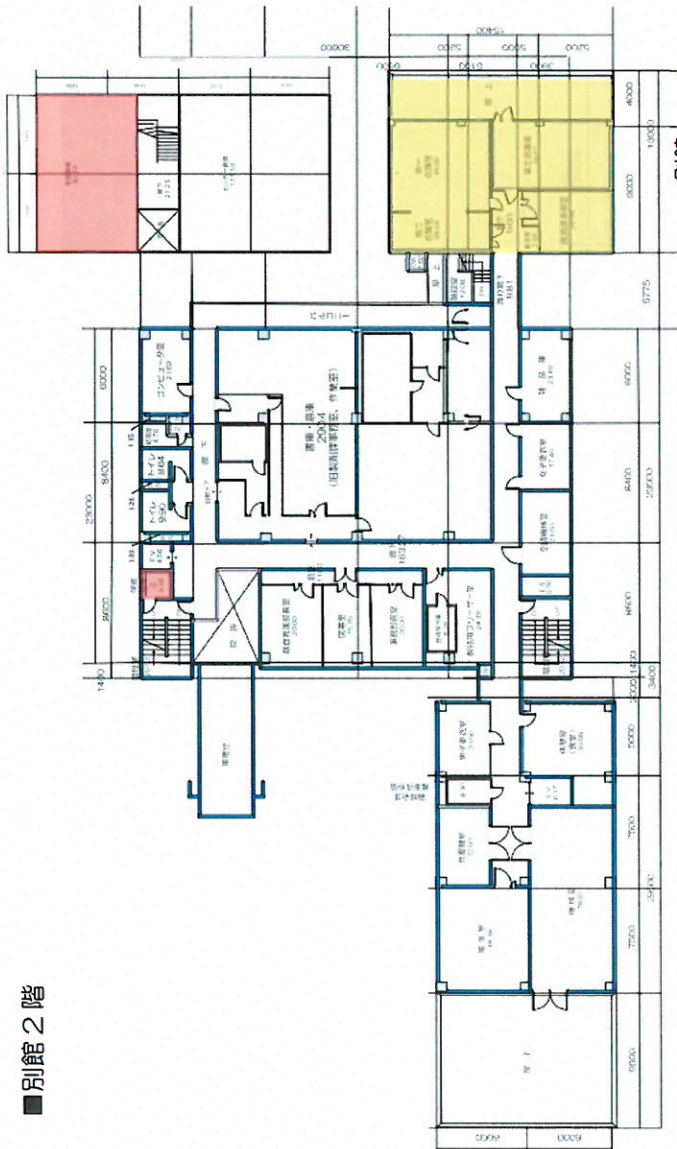


トレーニングラボ D 展開



トレーニングラボ A 展開

■別館2階



別館2階廊下 B展開



別館2階階段 D展開



別館2階廊下 D展開



第三会議室 B展開



別館屋根 A展開



医務課事務室 A展開



第一会議室 A展開

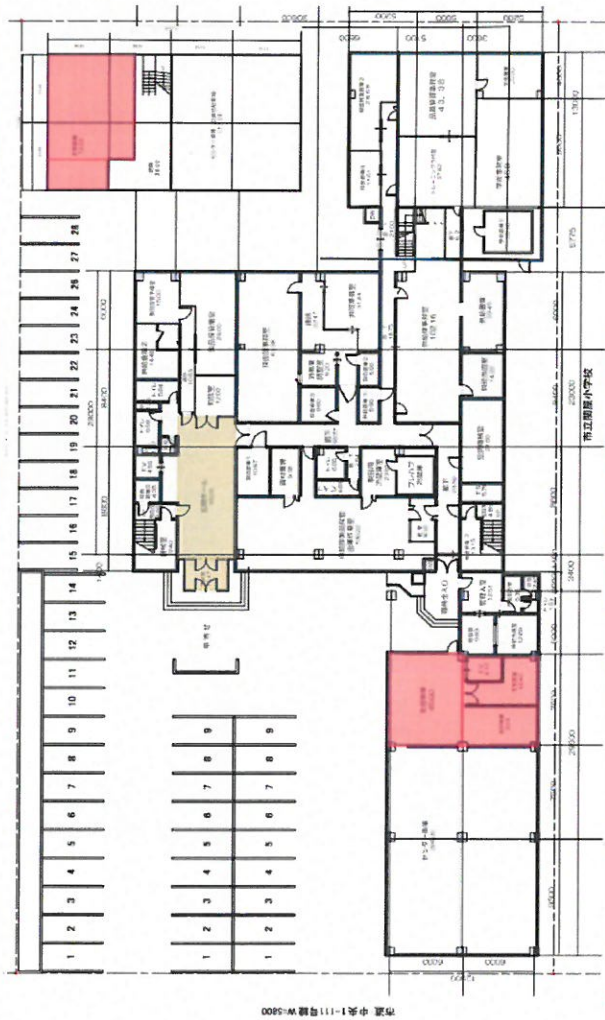
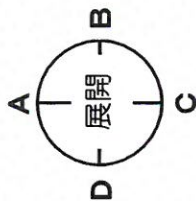


第三会議室 A展開



医務課事務室 C展開

■本館車庫、車庫棟 1階



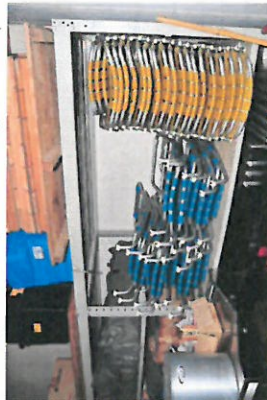
支部倉庫 B 展開



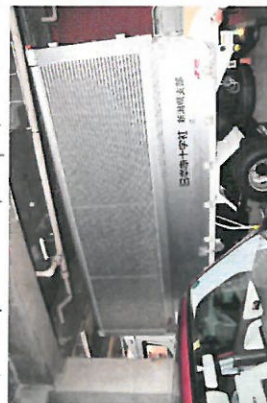
支部倉庫 C 展開



支部倉庫 C 展開



支部倉庫 C 展開



支部車庫 B 展開



保管庫 C 展開



支部倉庫（ランドクルーザー車庫） B 展開

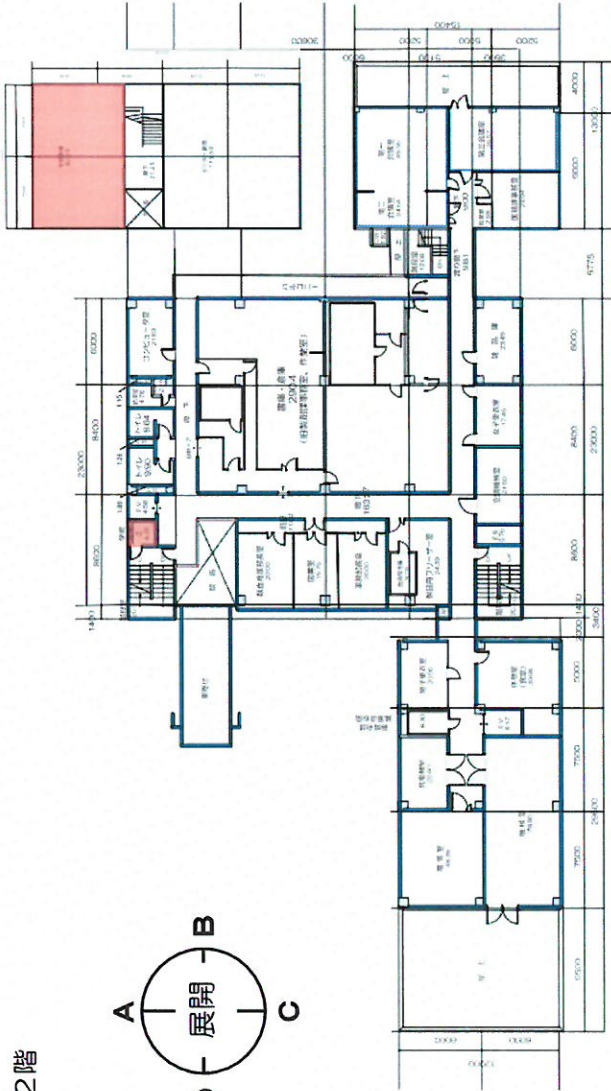
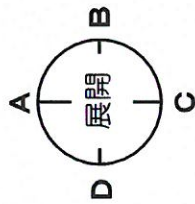


支部車庫 C 展開



支部倉庫 C 展開

■ 車庫棟2階



クレーン



階段 B 展開



支那倉庫 収納物品



廊下 B 展開



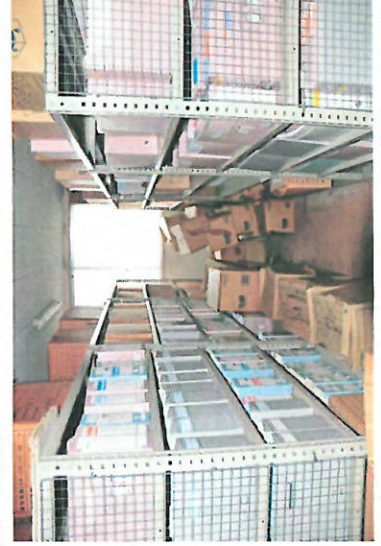
支那倉庫 B 展開



支那倉庫 B 展開



支那倉庫 収納物品



支那倉庫 B 展開



支那倉庫 A 展開



支那倉庫 D 展開